

令和 7 年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

関 市 監 査 委 員

令和 7 年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の実施日

令和 8 年 7 月 2 4 日から令和 8 年 7 月 3 1 日まで

第 3 審査の実施内容・着眼点

関市監査基準に準拠し、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、照合点検及び所要の事情聴取等を行い、法令に適合し、かつ計数が正確であるかを審査した。

第 4 審査の結果

（1） 健全化判断比率

審査に付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定され、作成されているものと認められた。

また、いずれの比率も早期健全化基準を下回っていた。

（2） 資金不足比率

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定され、作成されているものと認められた。

また、いずれの公営企業会計においても、資金不足は生じておらず、資金不足比率は経営健全化基準を下回っていた。

1 健全化判断比率

(1) 総括

令和7年度は実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はない。直近3年度の平均で表す実質公債費比率は、2.2%であり、令和7年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。

(単位：%)

比率の名称	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.09	20.00
連結実質赤字比率	—	17.09	30.00
実質公債費比率	2.2	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率の「—」は、赤字でないことを表す。

※将来負担比率の「—」は、地方債現在高などの将来負担額より基金などの充当可能財源が多いことを表す。

(参考)

健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定される「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この財政健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、「財政健全化計画」又は、「財政再生計画」を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

(2) 比率の詳細

ア 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の実質赤字収支比率の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

対象となる会計		実質収支額
一般会計		4,168,987
関市中小企業従業員退職金共済事業特別会計		0
実質収支額 計		4,168,987
一般会計等の実質赤字額	a	—
標準財政規模	b	24,841,681
実質赤字比率	a/b	—

※実質収支が黒字となり実質赤字額が生じないため、実質赤字比率は算定されない。

○実質赤字比率の算定式

$$\text{実質赤字比率（\%）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、財産区特別会計を除く全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

(単位：千円)

対象となる会計		実質収支額
一般会計		4,168,987
関市中小企業従業員退職金共済事業特別会計		0
関市国民健康保険特別会計(事業勘定)		56,000
関市国民健康保険特別会計(直診勘定)		11,302
関市介護保険事業特別会計		127,205
関市後期高齢者医療特別会計		47,646
実質収支額 計		① 4,411,140
対象となる会計		資金不足・剰余額
関市水道事業会計		1,116,957
関市下水道事業会計		1,205,095
関市公設地方卸売市場事業特別会計		0
資金不足・剰余額 計		② 2,322,052
連結実質収支額		①+② 6,733,192
連結実質赤字額		a —
標準財政規模		b 24,841,681
連結実質赤字比率		a/b —

※連結実質収支が黒字となり連結実質赤字額が生じないため、連結実質赤字比率は算定されない。

○連結実質赤字比率の算定式

$$\text{連結実質赤字比率（\%）} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、直近3か年の平均値を用いる。借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標である。

【対象となる会計】

一般会計等、公営事業会計、一部事務組合（中濃地域広域行政事務組合、中濃消防組合、岐北衛生施設利用組合、岐阜県市町村会館組合、岐阜地域児童発達支援センター組合）、岐阜県後期高齢者医療広域連合

（単位：千円）

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
地方債の元利償還金	3,464,536	3,756,054	4,055,650
準元利償還金	1,266,834	1,232,987	1,498,832
元利償還金・準元利償還金 計 a	4,731,370	4,989,041	5,554,482
特定財源 b	641,412	786,465	911,657
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 c	3,511,441	3,841,362	4,161,479
標準財政規模 d	24,841,681	24,401,936	24,104,358
実質公債費比率(単年度) $\{a - (b+c)\} / (d - c)$	2.7%	1.8%	2.4%
実質公債費比率(3か年平均)	2.2%	2.0%	2.0%

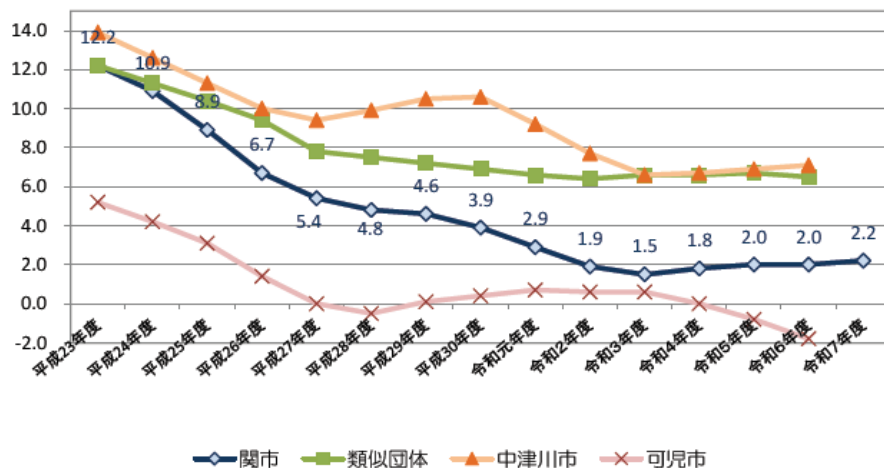
○実質公債費比率の算定式

$$\text{実質公債費比率}(\%) = \frac{\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

◆類似団体等との比較

実質公債費比率

（単位：％）



エ 将来負担比率

将来負担比率とは、地方債残高に加え、地方公社に対する債務保証や、第三セクター等に対する損失補償等に係るものも含めて地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、一般会計等の借入金(地方債)や、公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

【対象となる会計】

一般会計等、公営事業会計、一部事務組合(中濃地域広域行政事務組合、中濃消防組合、岐北衛生施設利用組合、岐阜県市町村会館組合、岐阜地域児童発達支援センター組合)、岐阜県後期高齢者医療広域連合

(単位：千円)

	令和7年度	令和6年度	増減
地方債の現在高	25,476,705	26,031,778	△555,073
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	—
公営企業債等繰入見込額	7,050,518	7,207,188	△156,670
組合負担等見込額	613,781	431,486	182,295
退職手当負担見込額	4,737,724	4,690,991	46,733
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	—
連結実質赤字	0	0	—
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	—
将来負担額 計 a	37,878,728	38,361,443	△482,715
充当可能基金額	39,390,456	37,999,519	1,390,937
特定財源見込額	3,829,819	4,166,500	△336,681
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	29,923,680	31,287,560	△1,363,880
充当可能特定財源等 計 b	73,143,955	73,453,579	△309,624
標準財政規模 c	24,841,681	24,401,936	439,745
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d	3,511,441	3,841,362	△329,921
将来負担比率 a-b/c-d	—	—	—

○将来負担比率の算定式

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率(\%)} &= \frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) \\ &+ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{aligned}}{\begin{aligned} &\text{標準財政規模} \\ &- (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}} \times 100
 \end{aligned}$$

2 資金不足比率

(1) 総括

当年度は、すべての公営企業会計において資金不足は生じていないため、資金不足比率は発生していない。

(単位：％)

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
関市水道事業会計	—	20.0
関市下水道事業会計	—	20.0
関市公設地方卸売市場事業特別会計	—	20.0

※「—」は、資金不足が生じていないことを表す。

(参考)

資金不足比率とは、地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率で、経営状況の悪化の度合いを示す指標である。

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(2) 比率の詳細

(単位：千円)

会計名	資金の不足額 a	事業の規模 b	資金不足比率 a/b
関市水道事業会計	—	1,281,061	—
関市下水道事業会計	—	1,419,895	—
関市公設地方卸売市場事業特別会計	—	6,420	—

○資金の不足額

公営企業ごとの資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については、流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については、一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

○事業の規模

- ・法適用事業 = 営業収益の額 — 受託工事収益の額
- ・法非適用事業 = 営業収益に相当する収入の額
— 受託工事収益に相当する収入の額

○資金不足比率の算定式

$$\text{資金不足比率（％）} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$